

平成30年第1回砂川市議会定例会
第2予算審査特別委員会

平成30年3月13日（火曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第13号 砂川市指導主事の給与に関する条例の制定について

議案第14号 砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

議案第15号 砂川市庁舎建設検討審議会条例を廃止する条例の制定について

議案第16号 砂川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 砂川市北地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 砂川市南地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 砂川市場外離着陸場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第27号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第28号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第29号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について

議案第30号 砂川市北吉野コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第31号 砂川市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 2 号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3 3 号 砂川市移住定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3 4 号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3 5 号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第 3 6 号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第 3 7 号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第 3 8 号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について
議案第 3 9 号 砂川市老人憩いの家の指定管理者の指定について
議案第 4 0 号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第 4 1 号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案第 4 2 号 市道路線の認定について
議案第 7 号 平成 3 0 年度砂川市一般会計予算
議案第 8 号 平成 3 0 年度砂川市国民健康保険特別会計予算
議案第 9 号 平成 3 0 年度砂川市下水道事業特別会計予算
議案第 1 0 号 平成 3 0 年度砂川市介護保険特別会計予算
議案第 1 1 号 平成 3 0 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 1 2 号 平成 3 0 年度砂川市病院事業会計予算
散会宣告

○出席委員（11名）

委員長	北谷文夫君	副委員長	多比良和伸君
委員	増井浩一君	委員	中道博武君
	佐々木政幸君		武田真君
	武田圭介君		水島美喜子君
	辻勲君		沢田広志君
	小黒弘君		

(議長 飯澤明彦)

○欠席委員（1名）

委員 増山裕司君

○ 第2 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長 善岡雅文

砂川市監査委員	栗井久司
2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者	
副市長	角丸誠一
総務部長兼会計管理	熊崎一弘
総務部審議監	近藤恭史
総務課長	東正人
総務課副審議監	山形讓二
市長公室課長	安原雄守
政策調整課長	井上守一
税務課長	為国修一
庁舎建設推進課長	畠山秀樹
庁舎建設推進課副審議監	徳永敏宏
会計課長	大西俊光
市民部長	中村一久
市民生活課長	佐藤哲朗
社会福祉課長兼子ども通園センター所長	斉藤隆史
介護福祉課長兼ふれあいセンター所長	吉川美幸
ふれあいセンター副審議監	松原明美
経済部長	福士勇治
商工労働観光課長	山下克己
商工労働観光課副審議監	岩淵真里子
農政課長	小林哲也
建設部長	湯浅克己
建設部技監兼土木課長	荒木政宏
土木課副審議監	金泉敏博
建築住宅課長	金丸秀樹
建築住宅課副審議監	洪谷正人
病院事務局長	氏家実
病院事務局審議監兼医事課長	朝日紀博
病院事務局審議監兼地域医療連携課長	山田基
管理課長	山川和弘

管 理 課 技 術 長	大 内 文 雄
経 営 企 画 課 長	洪 谷 和 彦
附 属 看 護 専 門 学 校 副 審 議 監	細 川 仁
研 修 管 理 室 副 審 議 監	森 田 康 晴

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

教 育 長	高 橋 豊
教 育 次 長	河 原 希 之
学 務 課 長	安 田 貢
社 会 教 育 課 長	今 崎 大 三
兼 公 民 館 長	
兼 函 書 館 長	
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	佐 々 木 純 人
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	橋 加 奈 子

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監 査 事 務 局 長	堀 田 一 茂
-------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	熊 崎 一 弘
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長	東 正 人

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 士 勇 治
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	小 林 哲 也

7. 本委員会の事務に従事する者

事 務 局 長	峯 田 和 興
事 務 局 次 長	川 端 幸 人
事 務 局 主 幹	山 崎 敏 彦
事 務 局 係 長	渡 部 秀 樹

開会 午後 0時56分

◎開会宣告

○議長 飯澤明彦君 ただいまから第2 予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 飯澤明彦君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名いたします。

第2 予算審査特別委員長には北谷文夫委員、同副委員長には多比良和伸委員を指名します。

休憩 午後 0時56分

〔委員長 北谷文夫君 着席〕

再開 午後 0時57分

○委員長 北谷文夫君 議事に入る前に、本委員会は増山裕司委員が欠席していますので、ご報告を申し上げます。

◎開議宣告

○委員長 北谷文夫君 直ちに議事に入ります。

○委員長 北谷文夫君 本委員会に付託されました議案第13号 砂川市指導主事の給与に関する条例の制定について、議案第14号 砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、議案第15号 砂川市庁舎建設検討審議会条例を廃止する条例の制定について、議案第16号 砂川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 砂川市北地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市南地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市場外離着陸場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 砂川市介護保険条

例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第28号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号 砂川市北吉野コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号 砂川市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 砂川市移住定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第36号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第37号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第38号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について、議案第39号 砂川市老人憩いの家の指定管理者の指定について、議案第40号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第41号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について、議案第42号 市道路線の認定について、議案第7号 平成30年度砂川市一般会計予算、議案第8号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 平成30年度砂川市下水道事業特別会計予算、議案第10号 平成30年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第11号 平成30年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号 平成30年度砂川市病院事業会計予算の36件を一括議題とします。

お諮りいたします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款項ごとに、続いて継続費、債務負担行為、地方債及び歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出、事業会計の収入支出を一括審査する方法を進みたいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第13号 砂川市指導主事の給与に関する条例の制定についての審査に入ります。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 それでは、指導主事の給与に関する条例ということで今回上程されているのですが、ほかにも教育委員会社会教育主事の方もいらっしゃるのですが、今まで職員給与条例の中にあつたものは今回独立してこういう1条立てになるのですが、その背景をちょっと詳しく教えてください。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 この指導主事の給与でございますけれども、砂川市職員諸給与

条例の規定を適用しておりまして、行政職給料表の4級または5級ということで給与のほうを支給してまいりました。この支給につきましては、学校の職員ということで、割愛の職員ということであつたものですから、そのときの給与をなるべく保障するような形で給与を支給してきたわけなのですけれども、今まで道のほうで北海道の給与で管理職が独自の給与削減をしております。まず、この削減が平成30年の3月で終わるということが1つで、この独自削減をしていたということで現在の人についてはたまたま給料表の5級という給料表で対応できたものですから、支給していたわけなのですけれども、3月で北海道の独自削減が終わるということで、今回北海道の条例に準じるということにしたものであります。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 当然、先ほども述べましたけれども、教育委員会の職員の中で学校の教員資格を持った方ではほかにも社会教育主事の方とかがいらっしゃると思うのですけれども、給料というのは級にしても号にしても経験年数等、採用年数等によって変化するので、今回上程されているものだけ見ると指導主事だけが独立したように見えるので、その辺正直最初は違和感があつたのですけれども、ほかにもこのように何か独立して今後こういう条例が契機となって職種として独立する条例をつくらないといけないものが出てくるのかどうかということなののですけれども、それというのは大丈夫なのですか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 社会教育主事でありますけれども、これは各自治体でも置いているわけなのですが、これにつきましては学校の給与ではなくて行政職の給料表ということで、そのような理由から、砂川市ではまだ現状で対応できるということでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 先ほどの後段の部分で、今社会教育主事と1つに限定して言ってしまったのですけれども、ほかの部分ではそうするとこういったようなものって出てくる可能性というのはあるのかどうかということなののですけれども。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 現状では、この現在の給料表で指導主事を除くほかみんな対応できるものであります。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号 砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についての審査に入ります。

質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号 砂川市庁舎建設検討審議会条例を廃止する条例の制定についての審査に入ります。

質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号 砂川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 議案第16号での質疑なのですが、今回のこの事務分掌に伴って窓口そのものの移動というようなことはあるのかどうかお伺いしたいのですが。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 現状の中では、窓口の移動というのは考えておりません。このまま現状と同じであります。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

ただいま挙手された方の中で原案に反対の討論を行う方はもう一度挙手を願います。

〔挙手する者あり〕

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私は、議案第16号 砂川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定に反対の立場で討論をいたします。

まず初めに、常々市長は行政と議会は車の両輪と言われています。ところが、今回の条例改定を伴う新しい部の設置について常任委員会の所管の変更とともに今後の一般質問にもかかわる重要な案件であるにもかかわらず、議会への説明が一切ありませんでした。本会議場のついでのような謝罪で許されるようなことではありません。今回の反対の最大の理由と言ってもよいほどです。このことは議会軽視も甚だしく、猛省を促します。

さて、私は大きく2点について反対の理由を申し上げます。まず、1点目は、議案第16号の改正理由には本市の組織機構を見直し、行政事務の効率化を図るためとありますが、新たに保健福祉部を設置することについてはこれまで本会議での総括質疑、委員会での質疑の中でその必要性を見出すことができませんでした。また、議案第16号の提案説明の際、市民部においては高齢者施策や子育て支援など業務の範囲が広がって、事務事業量が増加しているとありました。そうであるならば、もっとしっかりと係、課からの機構の見直しを行うべきです。また、市民生活課と税務課で構成される市民部窓口の移動もないとのこと。既存の課をそのままにして、新たな部を設置し、単に課の入れかえを行うことが行政事務の効率の向上や市民サービスの向上につながるとはとても思えません。効率化どころか縦割りがふえ、組織が肥大化することを危惧いたします。

続いて、2点目は、行財政改革の視点が欠けていることです。地方自治法第2条で最少の費用で最大の効果を上げること、常に組織及び運営の合理化に努めることが自治体に求められています。さらに、同法158条では内部組織の編成に当たっては当該普通公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分に配慮しなければならないとされているところです。人口の減少、少子高齢化の進展など大きな課題を抱える砂川市です。市長は、市政執行方針で国は財政健全化の観点から歳出の削減、地方交付税の抑制という傾向を一段と強めていくため砂川市はその状況を見据えた財政運営が必要であると述べられています。そのような中、今回のように新たな部を設け、部長ポストをふやすことは全く納得できません。

以上のことから、我々市民の声といたしましては議案第16号 砂川市事務分掌条例等

の一部を改正する条例について反対をいたします。議員各位にはご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長 北谷文夫君 増井浩一委員。

○増井浩一委員 私は、議案第16号 砂川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について賛成の立場から討論いたします。

現在は、社会情勢の変化に伴い少子高齢化、多様化する市民ニーズに的確、迅速に対応する地方行政運営が求められています。砂川市では、これらの課題に取り組むため高齢化への対応、市民との協働のまちづくり、人口減少に歯どめがかかるよう少子化、定住対策などを強化し、また庁舎建設などさまざまな事業が展開されてきております。このことから、市民部を市民部と保健福祉部の2つに分け、さらに税務課を市民部の所管とするこの改正は市民サービスの向上に結びつくとともに、より一層的確、迅速な対応を図ることができることから、本条例を原案のとおり可決するべきものと考えます。

委員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます、賛成の討論といたします。

○委員長 北谷文夫君 これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号 砂川市北地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号 砂川市南地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号 砂川市場外離着陸場条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

質疑に入ります。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私の質疑は市長事務部局のほうの質疑をしたいと思うのですが、提案説明のときに5人をふやすという、定数そのものになっていくということは余り考えられないようなお話もありつつ、どういうところで必要なのかという話があったときにたしか砂川市史の編さんがことしはあたり、ふるさと寄附金の仕事量がふえるからなんていう話だったのですけれども、本当にそんな理由で定数を上げようとしているのか改めてお伺いするのですけれども、本当の理由はどこにあるのかお伺いします。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 まず、今の現行の定数が150人ということと職員数は149で、2人多くなったらもう定数を超えてしまうということになってしまいますので、1人ふやすという理由は、先ほど委員さんもおっしゃいましたとおり、市史の編さんがこれから本格的に始まるということと、ふるさと納税というのは大切な市の歳入にもつながりま

すので、こちらのほうを強化していくということで、これらの人がふえるということでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 さっきこれまでうちの会派でいろいろ本会議場でも質疑をしてきた中で事務分掌を変えていくのに何が必要かといったら子育て支援だとか高齢者の関係でパンクしそうだなんていうのを市長も答えたり、総務部長も答えているわけではないですか。僕はそういう意味で職員をふやして、今後そっちのほうの機構でも抜本的に改革するような流れがあるのかと思っていたのですけれども、市史編さんなんていつときの話ではないですか。この話で常用の職員をずっと退職まで使おうという定数をふやしていくなんてこんな理由はないでしょう。しかも、ふるさと納税のことにしたって例えば滝川は最近納税額が伸びていますけれども、どうやっているか知っていますか。あそこは民間に全部預けてしまっているのです。そのほうがよっぽどいろんな知恵も出てくるし、今多分うちでは一人で頑張ってる係長あたりがやっていると思うのですけれども、正職員をふやしてやるようなことではないと思うのです。本当の職員をふやさなければならないような理由を話してください。

○委員長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 今課長がしゃべった内容につきましては、この4月に向けてのお話をさせていただいております。当市の定数につきましては、毎年毎年定数を現員数に合わせてという定数条例改正はさせていただいていなくて、余裕を持った形でさせていただいているところでございます。3年前に一度5人という数字を定数条例でふやさせていただきました。それについては、今ほど話した中の子育てですとか高齢者の部分もふやしていきますよ、ふえてきていますよということでふえて、余裕があったはずだったのが余裕ない状態になってきたというのが現状であります。昨年の4月1日でも実際のところは欠員職場もございまして、その部分については今年度配置しなければならないということもございまして、その辺を配置していく中で現行の150というところを超えてしまうということで、1年間のためにこの5人をふやすのではなくて、やはり余裕を持った形、また庁舎建設も昨年部署をつくらせていただいて、4人という人数になっています。その辺も含めて定数と現員数の余力がなくなったということではあるのですけれども、その辺も踏まえての今回の5です。

それと、今言った庁舎のほうもそうなのですけれども、業務がなくなればそれは縮小していくのは当然の話でありますし、今ほど寄附の話もしました。今ふるさとチョイスですか、そこを窓口一本ですとやってきたのですけれども、今いろんな企業さんがいろんな方法でふるさと納税のご協力をいたしますよというところでPRしていただいております。私どももやはりその窓口を複数化して、3本も4本も入り口をつくって寄附を集めていけば当然多くなるだろうと。それには1本であれば1つで事務的には済んだのですけれ

ども、やはり3本、4本といろんなところからお金が入ってくるという状況になってきます。やはりその分の事業がふえますし、臨時で対応できない部分もあるだろうということで今回はまずは寄附の分ではふやさなければならぬだろうこととお話してはいますが、それが順調になれば職員でいるのかという話は委員さんおっしゃるとおり必要であれば当然そこは削っていくという、普通にそれはやっていきたいと思っておりますので、ご理解をちょうだいしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 仮に、さっきの話ではないですけれども、課長も部長も同じことをおっしゃったので、きっとそこが本意なのだろうなと思うわけなのですけれども、市史編さんと、それからふるさと納税のことについてという最大の理由ですけれども、もしそうなら新任の大学卒業ではなくて、中途採用でばりばりの人を呼んだほうがむしろいいなと思うのですけれども、今回の定数を上げることについてその辺のようなことも考えていらっしゃるのかどうかお伺いしたいのですけれども。

○委員長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 今ほどの中途の関係でございます。確かにそういう数の中の一つの業務をやってもらうために採用するという方法はもしかするとあるかもしれませんが。ただ、当市においては若い職員を採って、それ以降育てながら業務に当たってもらいますし、今まで新卒の方がその部署に来るわけではなくて、庁内全体の人事の交流の中で変わってきますので、決して突然その業務に期間限定で来てくださいという制度はうちのほうはつくっておりませんので、とするならやはり新卒から入ってもらうという考えにも立っております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 一言言うならば、期間限定の事業であるならばそれを改正理由にしてほしくなかったなと思います。

もう一つ心配なのが来年退職者たしか1人、ことしは氏家さん1人なのですけれども、その次もたしか1人、ただ32年の退職者になるとかなり多い、6人か7人が一遍に退職される時期が来るのです。今は再任用制度という形になって、たしかこの方々も定数の中に入るということになると思うのですけれども、今回の定数のこの上増しというか、増についていうとそこら辺のところの配慮というのはあるのかないのかお伺いしたいのですけれども。

○委員長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 2年後の定数の部分については、今回は入っておりません。27年の改正のときには若干そういう意味合いも含めて定数を改正させていただいたのですけれども、その後の行政需要でそれ以外の、やはり庁舎建設もそうですけれども、子育てもそうです。そういう部分で行政需要がありましたので、そちらのほうに人数が行って

たということできゅうきゅうになったということでご理解ちょうだいしたいと思いますし、2年後についてはまた改めてその時点でのどういう事案があるのかも含めて検討しながらの定数になっていくかなと思っております。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第24号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第25号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第26号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 細かい点なのですが、1点だけお伺いをしたいと思います。

介護保険条例の新旧対照表を見ると、第10条の減免の規定のところでは今回改正で減免することができるものとなりますのですが、厚生労働省の示している準則等を見ても現行どおり減免するという形になっていて、することができるにすると選択ができることになって、幅が広がるのですが、その辺というのはどういう考えに基づくものなのかお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 吉川美幸君 ただいまご質問いただきました10条の減免の関係でございます。委員さんご指摘のとおり、基準では減免するようになっていたところでございますが、今回の改正に伴いまして再度こちらの全体の条例の見直しというところで確認をさせていただいたところでございます。こちらにつきましては、介護保険法の規定になるのですが、そちらのほうに保険料等の減免等という規定がございます。その中で市町村は条例で定めるところにより特別な理由がある者に対し保険料を減免し、またはその徴収を猶予することができるという規定がございます。これに合わせまして今回10条のほうを減免することができるという表現に変更させていただいたところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 当然これに伴って今現行のこういう対象になろうかという人、なった人という意味ではなくて、なろうかという人も影響が出ないと考えていいのかなのですけれども、つまりこれを見ると、もともとがこの規定というのはそれに該当する必要があると認められる者に対してですから、経済的にはかなり困窮している状態にあるわけであって、これを減免しないというようなことというのは普通に考えるとあり得ないのですけれども、できる規定になってしまうとそういう可能性といったようなものがやっぱり読み込めるわけですから、その辺というのがこれから対象になり得る方、それから市の考えとしてそういったような方に対しても影響が出ないというような理解をしていいのかなという確認をして、質疑を終えたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 吉川美幸君 今ほど委員さんからお話ございましたとおり、もちろんこ

れにつきましては必要があると認められるという場合でございます。この考え方につきましては、従前と変わりがないというところでございますので、影響はないものと考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第27号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 今回のこの条例の改正が国の基準の改正に伴って新たにつけ加わったということなのですけれども、非常に条文数も多く、専門的な用語が並んでいて、一見するとわかりづらいのですが、そもそも新旧対照表のほうでお話をしたほうがわかると思うので、15ページなのですけれども、目次の中で第5節が新たに加わっているのですが、この国の基準に合わせていくことというのは非常に重要なことだと思うのですけれども、今回この改正に伴って市内の事業所の中でこういったサービスにかかわる部分といったようなものが入って影響が出るのかどうかということなのですけれども、その辺というのはいかがですか。

○委員長 北谷文夫君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 吉川美幸君 このたび国の基準の改正によりまして新たに共生型サービスというところが加わってきたところでございます。こちらにつきましては、福祉サービス、それから介護サービス、今条件等、年齢等によりましてそれぞれサービスを受けていただいている方、違うというところがございますけれども、もともと問題といたしますか、特に障害のサービスを使っていた方が65歳になった際に介護保険優先という考え方がございまして、この辺の考え方がサービス事業者がかわるのですとか、いろんな条件等で問題があるのではないかとこのところから言われてきたところでございます。そのような中で、今回の法改正によりまして両方のサービスを使える、業種は限定されまされども、使えるという法整備、基準整備がされたというところがございます、現状

市内の事業所の中でも、今回条例の中では地域密着の通所介護というところで規定をさせていただきましたが、もしそのような事業者の方がそれぞれの今持っていない業態のほうの指定を基準等を満たしていただいた上で実施したいということであれば、お申し出、申請をいただいて、問題がなければ認められるというところになります。実際問題として、今のところこのようなことに関してご相談やお問い合わせをいただいたケースはございませんが、出てくるケースは、可能性はあると考えております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 当然今すぐに使えるものでなくても国の基準に合わせて例規を整備していくといったようなことは、今後市民ニーズとかが高まって、どんなサービスを市内で提供するかわかりませんので、必要なことであろうかと思うのですけれども、やや細かいこととなりますが、次のページのところで介護医療院というようなものが新たに加わるのですけれども、なかなかこれもなじみのない単語だと思うのですが、こういったようなものというのがどういった施設を想定して、これも今後市内において展開する可能性があるのか、それとも今の既存の施設の中で転用されていく可能性があるのか、どういう状況なのか教えてください。

○委員長 北谷文夫君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 吉川美幸君 今回の私どもの条例改正の中でもかなりこの介護医療院という施設形態が改正の中で組み込まれてきております。そもそものこの介護医療院という考え方でございますけれども、これまでは医療の関係では医療の療養病床というものがございまして、あわせまして、介護のほうでは介護の療養型の医療施設というものがございまして、この介護のほうにつきましてはそもそも療養型の病床をなくしていくという方針が出されておまして、実はこれが一番最初には2011年度末までに一旦なくするというお話が延びまして、2017年度末まで延ばされた。さらに、今回平成35年度の末まで延ばされたというところでございまして、考え方としましてはこの療養介護の療養型病床の転換先という考え方から出てきている施設でございまして、この介護医療院につきましては日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れとみとりなどを生活施設としての機能を備える施設というところから出てきた施設ということになっております。今ほど言いましたように、市内には介護の療養型の施設がございませんので、市内で今のところ出てくることはありませんが、ただ新規で出てくる可能性はございませんので、これにつきましてはできる業態が限られております。医療法人等に限られておりますので、すぐ出てくる可能性があるかといいますと、なかなか難しいのかなと思っているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 それでもやっぱり基準の改正で織り込まないといけないわけでありまして、絶対とは言えないわけでありまして、その辺はまたそういったような施設ができて

くる可能性もあるのかなと思っております。

それから最後に、20ページの第61条の15で非常災害対策といったようなものがあるって、事業者に対していろんな天災とか風災害の対策を含むものとしなければならないということで義務を課しているわけなのですけれども、当然こういった基準ができようができまいがそういう地域防災の観点から、これは普通に市役所の所管で考えると総務なのかもしれないけれども、そうはいいながら事業者さんとふだんから応接するのは介護の担当者でありますので、この辺災害が発生したときに特に介護を受けられている方を逃がしながら従事者も一緒に自分の身も守らないといけないわけでありまして、逃げるといったようなことを考えると、常日ごろからの訓練ですとか計画づくりで大変だと思うのですが、その辺というのは今回基準の中で明記されたので、さらに事業者さんとの意見交換等もやっぱり必要となってくると思うのですが、その辺というのは今市としてはどういう対応をとられて、今後どうしていこうとされているのかをあわせてお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 吉川美幸君 この災害時の対応につきましては、従前からそれぞれの事業所さんごとにももちろん計画等立てていただきながら、恐らく訓練なども定期的にされているものと理解をしております。ただ、今回私どもの条例の中で改めて規定として設けさせていただきましたので、スケジュール的にはまだはっきり決めておりませんが、今後事業者さんにつきましてはこの規定を追加したことを含め、通常の状態なども確認する必要はあるのかなとも考えておりますので、その辺につきましては周知を含めてお話をさせていただく機会をつくりたいと思っております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 順番がかなり前後して、一番最初に戻るのですけれども、目次のところのある15ページのところを見ると、第4条のところ、これはこれだけではなくてほかの今回上程されている介護の条例でもあるのですが、砂川市の暴力団排除条例で掲げているものを除くということは暴排条例もありますし、非常に大切なことなのですが、ただなかなか今そういったような方々を見きわめるとするのは非常に大変になってくるので、その辺というのは、この書き方ではそれを除くというのはもちろん至極もったいなのですが、実際はなかなか表立ってそういう人が申請してくることはないわけでありまして、関係する機関との連携をやっぱり密にしていかないと判断が難しいと思うのですが、その辺というのはどうお考えになられていますか。

○委員長 北谷文夫君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 吉川美幸君 もちろんその辺のところの見きわめは私どもでは確かに難しいと思っております。こちらにつきましては、もし法人からの申し出、申請があった場合にはやはり警察署とは連携しながらその辺は確認させていただきながら

対応させていただくことになろうかと思えます。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第28号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。

武田真委員。

○武田 真委員 それでは、ちょっと確認したいことがあったのですが、28号なのですが、植物工場施設ということなのですが、その中で菌糸類を含むとなっていますが、これは一般的に考えてキノコということで理解してよろしいのかどうかまず確認したいと思います。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 今おっしゃったとおり、キノコ類ということになります。

○委員長 北谷文夫君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、水産物はきのこの議論でも今回は入らないということで、1次産業の農林が今般の植物工場の対象になるのかなと思うのですが、そうしますと農林水産省の各種補助メニューで幾つかバッティングするものが出てくるのかなと思うのですが、その本条例の補助対象との競合関係になるのか、それとも補完的な位置づけになるのか、その他の国の補助メニューとの整合性といいますか、その辺りとしてどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 国の制度につきましては、農林水産省関係、植物工場が該当になるケースもあるかとは思いますが、ただ、いろいろ調べたところでは、かなり条件が厳しいものがあったり、市町村で計画をつくって、計画的に市ぐるみでやらなければならないとか、そういうような条件がかなりあるということは確認させていただいております。そういう条件も合致しまして、国のほうの補助を受けられるということになった場

合は、うちの条例の助成と重複という形にはならないものかと考えております。

○委員長 北谷文夫君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、いずれにしても申請者と市の体制がという部分もあるかと思えますけれども、例えば仮に同じ経済部ということで農業関係の部門も入っているわけですから、申請した方の状況に応じてどの補助メニューが有利か不利かというような形のアドバイス等は今般この申請等あった場合にはさせていただけるということなのでしょう。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 経済部といたしまして、農政課と連携をとりまして、いろいろ相談に乗っていきたいと考えております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今回、今もちょっと議論があったのですが、植物工場が入ったというのがやっぱり大きな目玉だとは思いますが、この3ページの新旧対照表で見ますと、植物工場施設のところの定義の中で養液栽培というようなものに限定されているのですが、ただきのうの総括でも触れたように植物工場は今すごく技術革新が進んでいて、必ずしも養液栽培だけではなくて、植物工場というものの中で土耕栽培をしているものとかがあるので、このままだとそういったようなものがやっぱり補助対象メニューには該当しないことになってしまうので、その辺のお考えをちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 今ほどございました土耕栽培ということでございますが、そのような技術開発も日本では進んでいると我々も聞いておりますが、今回の条例改正につきましては道の産業振興条例と連携をとりながら、双方助成重複するような形で企業誘致を進めたいという考えのもとに行っておりますので、今回の定義につきましては養液栽培ということに限らせていただいております。ただ、この後いろんな技術開発は当然進んでくると思いますので、その定義ですとか、そういうものは十分研究、調査する中で、もちろん道のほうとも情報交換、情報共有しながら、もし条例の改正が必要なのかというあたりは十分検討していきたいと考えております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 補助というのは、今ほどの質疑の中でもありましたけれども、国にしても北海道にしても砂川市にしてもそれぞれ独立した形態の補助とか重複で受けられるようなものはあるのですけれども、北海道の産業振興条例でしたか、ちょっと正式名称は今忘れてしまいましたけれども、そこの中のほうが先に植物工場を入れていて、砂川市は今回こうやって入れたわけですから、本来的にはもうちょっと例えば養液栽培等とかみたいなものをつけ加えて、対象範囲を広げてもよかったのかなと。ただ、そうはいいながらもやっぱり北海道の進めている事業でもありますから、北海道と共同歩調をとるという考え方

も今ほどの答弁を聞いて十分納得はできたのですけれども、こういったものの技術革新は物すごく速いものですから、条例はやっぱり議会の議決事項なので、どうしても迅速性を欠いてしまうところも正直あります。ですので、やっぱり特に皆さん方は外に行かれて、いろんな情報を収集することも早いですし、行政機関同士であれば連携といったようなものも幅広くとっていけるとお思いますので、その点はいろいろと環境が変われば、1回目の答弁で出てしまったのですけれども、将来的には改正をしていくというような考え方だということに理解をしました。

終わります。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 1つだけ確認をさせていただくのですけれども、今までこの企業振興条例を改正する場合、市内の企業で例えば大きくするだとか、そういうときを見越して条例改正を行ったというようなこともよくあったのですけれども、この植物工場に関してはこの先何となくそういう動きがあるから、今回の条例改正なものなのかどうか、その辺ちょっと、話せる範囲でいいのですけれども、お伺いしたいと思うのですが。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 今現在直接そういう具体的な話があるということではございません。ただ、工業団地を視察に来た企業の中で植物工場にかかわっている企業というものがございまして、そこの企業誘致活動、いろいろつながりができておりますので、そういう企業等も含めて今後企業誘致につながるのかなと考えて、今回加えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第29号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第30号 砂川市北吉野コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第31号 砂川市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第32号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入りたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第33号 砂川市移住定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定
についての審査に入ります。

質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時07分

○委員長 北谷文夫君 休憩中の委員会を再開いたします。

続いて、議案第34号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第35号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第36号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第37号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第38号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第39号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第40号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第41号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第42号 市道路線の認定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これはちょっとあらかじめ原課に聞けばよかったのですがけれども、聞いていないので。

これは道道ですね。道道の迂回路みたいなところを市道にするのかどうか、ここのところちょっとお伺いしたいのですが。

○委員長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 これは道道文珠砂川線でございます。現道でございます。こちらのところのカーブがきつく、また見通しも悪いものですから、北海道さんのほうで直線化することとしたことから、旧道となる部分、こちらのほうに2軒ほど家があるというような状況がありますので、そちらの部分を生か道路として砂川市が市道認定することでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ということは、この新しく市道認定をするところは旧の道路で、真っすぐなところが道道ということになるのだらうと思うのですが、結局この部分は2本あって、1本のところから2本に分かれて、また1本に入っていくというような道になるということですね。

○委員長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 委員さんのご指摘のとおり、2本の道路になります。ただ、

旧道の部分につきましては出入り口部分について現道のような形で斜めに入るというような形ではなく、少しカーブをきつくするというような形になるような処理をしていただけるというような話も聞いておりますので、そういうような分け方で道道のほうは新しい直線の部分になって、旧道の現道の部分につきましては市町村道ということで管理していきたいと、こういうような思いで提案させていただいたところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 そうすると、例えば冬の除雪なんかはこの市道の部分は市がやって、道道のほうは道道の除雪というようなことになるということなのですね。

○委員長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 市道認定されれば、その部分は砂川市のほうで除雪することとなります。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 両方道道になることはできなかったということですね。

○委員長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 道道が新しいほうに行きますので、残ったほうにつきましては市町村道というような形になります。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより予算に入ります。

議案第7号 平成30年度砂川市一般会計予算の歳出から審査に入ります。

それでは、86ページ、第1款議会費、第1項議会費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、88ページ、第2款総務費、第1項総務管理費。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 総務管理費なのですがすけれども、まず最初に93ページなのですが、市制施行60周年記念事業に要する経費ということで、提案説明の中では式典の実施等をいろいろと言われていたのですが、この予算書を見ると講師謝礼で110万円というようなこ

とになっていて、もうちょっと式典の詳細についてお伺いをしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 まず、この式典につきましては7月1日を予定してございます。このときには式典として来賓の方を呼んで式典をするわけなのですけれども、その式典の後に講師を呼んで講演会というのを予定してございます。ただ、この講師につきましても今後市内の団体の方で構成する実行委員会で決定をしていきたいと思っております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 ちょっと最初のほうのはっきり聞き取れなかったのですけれども、市制施行60周年という冠はつくのですけれども、何か通常の式典と違うような模様なのかどうかということなのですけれども、その辺もうちょっと詳細を教えてください。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 ただいま予定してございますのは、最初に通常の式典を予定してございます。その後にアトラクションということで講演会を予定してございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 アトラクションということで講演ということだったのですね。そういったようなものってこれから多分いろいろと、先ほど実行委員会もつくって決めていくといったようなことは伺ったのですけれども、それでも全くとっぴなものになるとは当然思えないので、ある程度の何か方向性というか、そういったようなものというのは今市の中でどう思われているのか、それとも完全に実行委員会みたいなものをつくって、何でもいよみみたいなやり方でやっていくのかどうかということなのですけれども、その辺っていかがですか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 まず、この実行委員会は4月に入ったらすぐ立ち上げたいと思っております。このほかにもポスターを掲示したりだとか、あと看板を掲示したりしまして、市民周知をしていきたいと思っております。あと、内容についてなのですけれども、この講師につきましては今も特定した方がおりまして、その方について、これは地域でいろいろ講演もして、好評だということも聞いておりますので、それを委員会に諮って、決めていきたいと思っております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 もうある程度中身的なものを考えていらっしゃるということでとりあえず安心はしました。というのも、こちらばかりの都合だけでなく、相手方もあるものですから、講師の方の都合を抜きにして講演みたいなものもできなくなってくると思いますし、それはいいのですけれども、実行委員会の問題は形式なのですが、今後新年度に入っていつからそういったようなものを組織するといったようなことで、この実行委員会というのは今市としてどういう構成で立ち上げようとしているのか。つまり市内にも主立っ

た団体がありますけれども、そういった方々をお願いするような形になってくるのか、あるいは午前中の総括等でもありましたけれども、市民の皆さんに幅広く参加を募っていただくような形で市民公募委員みたいな方にも実行委員会のという形式ではありますけれども、入っていただくのかどうかということなのですけれども、その辺というのはせっかくの市制施行60周年記念事業ですから、団体の長とか主立った人だけではなく、やっぱり市井の人々の意見も反映できるようなものであってもいいのかなと思うのですけれども、その辺っていかがですか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 今考えています委員の方は、市内の団体の長の方に声をかけていきたいと思っています。また、この式典につきましてもこの委員会のほうでいろいろ仕切ってやっていただこうとも考えております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 往々にして団体の長とか団体派遣になってくると、どうしても市内の中の団体って限られていますので、メンバーが固定化してくるといったようなことというのはかねがねから言われていることでもありますし、市制施行60周年ですから、かたい式典も当然あって、その後の講演といったようなこともあるのですけれども、いろんな世代の方々がいろんな考えを持って実行委員会形式でやるにしても、いろんな取り組みができるような形というのも考えていっていただきたいなと思うのですけれども、今のところそういうお考えはないという理解でよろしいですか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 やはり今市内の団体の長ということでございますけれども、この中でもいろんな構成する方の代表でもありますし、また年代も幅広く集めたいと思っていますので、ある程度の幅広い意見は拾えるのではないかなというのは考えています。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 次に、同じページの広報業務に要する経費の地上デジタル放送自治体情報提供サービス使用料ということで51万9,000円ほど計上されているのですが、提案理由の説明の中ではUHBさんですか、そちらのほうを使って災害時とかふだんも行政からの情報提供をするということだったのですけれども、災害時はイメージできるのですが、ふだんからの行政からの情報提供はどういったものを考えているのかお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 基本的には今後UHBさんと契約を結ぶのですけれども、ホームページにあるような情報を載せるように考えています。今3月でテスト期間中なのですけれども、実は8チャンネルを押してリモコンのdボタン、そして黄色ボタンを押すと砂川市の情報が今でも見られるような状態になっています。ちなみに、きょう現在だと

例えば一つの項目では防災情報というか、融雪に注意してください、2点目としてまさに今回の第1回定例会の日程が載っています。3点目として保育士さんとか、その辺の募集人員、そのような行政情報を流しております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 これは、砂川市独自の事業というよりもUHBさんが例えば全道のほかの自治体とも同じように協定等を結んでやっている事業なのですか。その辺ってどうですか。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 おっしゃるとおり、北海道さんの150年記念も若干絡んでいまして、その事業の一環としてUHBさんが全道いろんな市町村に声をかけまして、基本的には参加、空知地方ではまだ実験段階なのですけれども、岩見沢さんは確実に4月からやるという情報は得ています。あと、浦臼さんですとか三笠市さん、あと、美唄市さん、新十津川町さん、この辺の情報は、テストなのですけれども、やるのではないかなということとはつかんでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 これ契約としてはどうなのですか。今北海道150周年の一つの記念事業的な色彩もあるのだということになれば、今後も継続してこういったようなことは行われるのか、それとも新年度だけの限定のものなのか、何カ年かで終わるものなのか、その辺ってどうなのですか。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 基本的には単年度でなく、今後の市町村の参加個数にもよると思うのですが、基本的にこういった地上デジタル放送を使った、文字情報なのですけれども、これを使う経費というのはかなり高額です。このお話があったときに実は札幌市さんの例がありまして、当然広報情報を載せているのですけれども、年間の経費が約数千万単位という費用がかかると。ただ、そういったものをいろんな市町村が参加することによって少ない経費で行う事業ということで今回考えた次第でございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 複数年度ということなのですけれども、当然今回向こうからの投げかけもあったのかもしれませんが、その事業に乗っていくということになれば、当然、先ほどの答弁にもあったように、単年度では終わらないわけなのですけれども、市としては当面この期間をどう考えているのか。つまりそういう、これも新たな取り組みで、非常にいいことだとは思いますが、ただそれも3年、4年、5年と続けていくとマンネリ化してしまったりとか、わざわざ市のホームページで出ている広報紙で流されている情報を家で見る方も確かにいらっしやると思いますが、本当にテレビで見るだけの情報なのかどうかということも考えると、余り最初から長期の契約をしてやるよりは3カ年だ

ったら3カ年、5カ年だったら5カ年ぐらいの節目をつくって、契約の中の検証ですとか発信する情報の提供のあり方、他市町の動向、他市町がどんな情報を発信しているか、そういったようなものもやっぱり検証していかないといけないと思うのですけれども、その辺っていかがですか。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 当面は単年度契約になると思います。なぜこのような地上デジタル放送を使った文字放送をやると思ったという理由なののですけれども、基本的に私どもの課は広報広聴業務プラス防災部門を持っております。何度も防災に関係する出前講座ですか、例えば老人クラブさんに伺うのですけれども、いろんな情報を見るのには何せかんせホームページを見てくださいという説明になって、特に高齢の方というのはホームページ、操作もふなれですし、当然スマホやパソコンを持っていないという方もたくさんいらっしゃいます。そういった方々には情報伝達手段の多重化ですとか、広報手段の多重化もあるのですけれども、28年度の8月20日の大雨のときには実は避難勧告を35年ぶりに出したのですが、広報車で回りました。その後、市役所のほうには広報車は何言っているかわからないといったことは多く寄せられています。ただ、こういった地デジ広報が普及することによって広報車が回って何か言っているときに地上デジタル放送を見れば避難勧告が出ているのだといった情報も提供することができるといった情報伝達手段の多重化と広報手段の多重化、これを見事に今回マッチングしましたので、考えた次第でございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今答弁にあったように、広報広聴業務も一つの市長公室課の大きな任務として負っていると思うのですけれども、当然地上デジタル放送ですとよくいろんな番組とかでも視聴者の参加型、クイズ番組なんかでもそうですけれども、それを応用すれば例えば市民からのアンケートですとかちょっとした調査なんかもできると思うのですけれども、今回のこの予算の中ではそういったようなものというのは含まれているのですか。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 現在この中の予算にはそういった調査は含まれておりません。ただ、今回やる地上デジタル放送の文字放送、例えば市民の方がどれぐらい見られているか、ホームページ、アクセス件数、その辺のことはどうなのでしょうということをUHBにお問い合わせしました。結論から言いますと、やはりそういうことは難しいと。なぜかという、各家庭の地上デジタルテレビにインターネット回線につながったインサントケーブルをつながないと無理だと、そういった回答をいただいておりますので、そういった今後の双方向の広聴部分をやるためには当然電話回線なりインターネットケーブルの接続が不可欠ですので、その辺は将来的な検討としてはあるのですけれども、今回の予算には反映されてございません。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、地上デジタル放送ですから、砂川市の出している情報、またはよその自治体の出している情報といったようなものが多分いろんな地域で見られると思うのです。今はうちの行政情報を対市民向けに出しているということなのですけども、これをさらに応用していけば、かねがね言っているように、そのときにはユーチューブの動画とかという話もしましたけれども、そうではなくて、家庭のテレビで見られる市のPR的なものも流せるようになっていくと思うのですけれども、情報提供サービスの中はまだそこまではいっていないという理解でよろしいですか、それともそういったようなものも流せるということなのですか。つまり対市内だけでなく、対市外に向けても放送されるので、今は原課としての考えはあくまでも防災ですとか市の行政情報といったところにとどまっているのですけれども、せっかくよその自治体にも視聴エリアが広がるのであれば、そういった情報も流そうと思えば流せるということだと思うので、その辺のお考えはいかがですか。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 基本的にはUHBさんの放送ですので、北海道内の方であれば閲覧できると思います。ただ、例えば市のPR、特産品ですとか、そういったPRも文字ではできるのですけれども、ホームページのような写真ですとか動画を使ったというPRはできませんので、またその辺もちょっと1つ考慮しなければならないなという点でございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 ちょっと私勘違いしていたのですけれども、流せるものは文字だけなのですね。それ以外の例えば映像とか写真みたいなものは出せないということなのですね。そうなると、やっぱりちょっと難しいなと思うのですけれども、ただこれもこれからの新しい取り組みの一つなので、特に防災の観点では有用だと思しますので、ぜひとも進めていっていただきたいと思います。

それから次に、99ページ、北海道日本ハムファイターズ応援大使に要する経費ということで補正予算の中でお伺いをしたのですが、新しいバナーとかは新年度予算だというようなことでまさにここだろうと。提案説明の中では関連グッズ云々というような話もあったのですけれども、この詳細をもうちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課長。

○政策調整課長 井上 守君 日本ハムファイターズの応援大使に要する経費でございますが、今回210万1,000円ということで消耗品が165万4,000円、印刷製本費が24万3,000円、器具借り上げ料12万円、その他の経費が8万4,000円という予算で構成されてございますが、先般決算見込み、3月補正時点で懸垂幕等につきましてご説明申し上げまして、懸垂幕につきましては議決いただきましたので、もう二、三

日で設置の予定ということでございます。その中で新年度になりましてバナー広告等々ということでご説明いたしましたが、この中でバナー広告につきましては市内の、消耗品でついているのですけれども、商業街路灯の設置用のバナー広告ということで、今現在スイートロードの関係でついていると思っておりますけれども、その分の70枚ほどを日本ハムファイターズのバナー広告につけかえるといえますか、交互につくのか3枚に1枚ぐらいつくのかというのはちょっとこちらは商工のほうで担当しているのですけれども、それらのバナー広告をつけたいと思っております。場所につきましては、商業街路灯111基のうちの半数44基、それから柳通りの23基について応援大使のバナー、PR広告を設置というような予定でございます。

それから、グッズにつきましては、応援大使のクリアファイルですか、それですとかうちわ、それから印刷製本費で作成いたしますけれども、ポストカード、それから応援大使の名刺の追加判、これにつきましてはふるさと応援寄附金等々で寄附いただいた方に織り込みましてお礼状を送っておりますけれども、それらに使用して、新たにPRをしていくというようなものでございます。今回の予算につきましては、日本ハムファイターズが砂川市を応援いただくということでございますので、一定程度かかるものとは思ってございましたけれども、なかなかこれ以上のものにつきましては、逆に日本ハムファイターズを私どもが応援するということにもなるのですけれども、双方向といえますか、ウイン・ウインといえますか、お互いに応援するというような形で機運を盛り上げていきたいと考えてございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 これも今までもずっと聞いてきたことですが、応援大使の任期は1年間に限定されているということを考えれば、特に砂川の玄関先となる出入り口には砂川市が今石井選手、近藤選手が応援大使になっているのだよというようなことを含めて何がしかの、国道12号線にしてもJR函館本線にしても道央自動車道にしても使ってこられた方にわかるようなところにそういった応援大使の懸垂幕ですとかバナーですとかもやっぱり配置していかないとせっかくのPR機会が少し効果を失ってしまうのかなと思うのですが、先ほど答弁にあった場所以外にも駅ですとかハイウェイ・オアシスですとか、あと空知太のところに大きな歓迎塔みたいなのところもありますし、豊沼地区のほうでもアメニティ・タウンの看板だったと思っておりますけれども、そういったところもあるので、一過性のものでしょうかけれども、今ほど言いましたようにせっかく砂川を訪れる方がいるのであれば、その方々に日本ハムファイターズを応援してもらい、それこそまさにウイン・ウインの関係なので、選手を知ってもらいたいということも大事ですし、あわせて砂川で今こういうお二人が応援大使として活躍されているということを知ってもらいたい機会を考えていくということも必要なのかなと思うのですけれども、その辺というのはいかがですか。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課長。

○政策調整課長 井上 守君 3月補正で作成いたしましたのは懸垂幕1本でございます。これらを有効な活用をしていくということでご答弁申し上げました。今ご提案のありました市内各所、広報の効果があるところに設置をしたいと考えてございますが、何せ国道につきましてはいろいろ制約があるということもございまして、それらを検討していきたいと考えてございますけれども、市内のイベントがあるときにもこれらのグッズを配布しながらPR効果を高めていきたいと思っておりますので、それらの懸垂幕につきましてもフレキシブルに対応したいと思っております。

それから、等身大パネル、ちょっと私答弁漏れましたけれども、実は1組分につきましては日本ハムファイターズのほうから寄贈いただきました。常任委員会のほうで個数のほうにつきまして増刷といいますか、ふやすことはできないのかということでございましたので、これらにつきましてももう一組分つくりまして、各イベントにおいて貸し出すというようなこともちょっと考えてございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 ただ、今答弁の中ではちょっと明確にはならなかったのですが、駅とかハイウェイ・オアシスみたいなところは一過性で貸し出すとかではなくて、やっぱり期間が1年間しかなければそこに、例えばハイウェイ・オアシスにしても駅にしても市の施設、直接の施設ではありませんので、ふるさと活性化プラザはハイウェイ・オアシスとちょっと違いますけれども、相手方との交渉も必要なのでしょうけれども、ただそういったところで、なかなか等身大パネルと記念撮影する方はいないかもしれませんが、今砂川市の応援大使になっていただいているというようなことが砂川の駅をおいて、よくあるのは縦の懸垂幕ではなく横の懸垂幕でそういったようなものが張られている駅があったり、駅の待合の中に等身大のパネルがあったり、人の多く集まる、繰り返しになりますけれども、玄関口には少なくとも1年間はそういったような方々が応援大使として活躍してくれるのであれば、砂川市もやっぱり積極的にPRに協力してもいいのかなと。もちろん砂川市のこともPRしてもらいますし、子供たちに対する野球教室や、あるいは試合の観戦等で市民全体の皆さんを元気づけるというような取り組みもしていただければいいものですから、その辺はやっぱりそれこそ柔軟に対応していただきたいと思うのですが、その辺っていかがですか。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課長。

○政策調整課長 井上 守君 3月にもご説明いたしましたけれども、今回18市町村が応援大使の事業として当選してございます。それらの18市町村の分の応援大使、2人で映っているポスターがあるのですが、それにつきましてはハイウェイオアシス館の2階に、あそこに行けば2018年の応援大使は全部会えますよという形でイベントを開催してございます。これは、ほかの団体ではきっとやっていないだろうなということで開催させていただきました。それから、インスタグラム、インスタ映えするというようなこ

ともあるのでしょうかけれども、それにつきましてこれから何かハイウェイ・オアシスのほうでそういった仕掛けも考えてございます。それから、やはり懸垂幕につきましては今現在国道12号線から見るところで農協のところ懸垂幕をと考えてございます。駅前等々という案につきましては、時期を見て対応できるかどうか検討してまいりたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 その辺はいろいろと状況を見ながら動かせるものですし、懸垂幕のほうも市内随所でかけていくというような話も前回の補正のところ伺っておりますので、対応していただきたいと思います。

ここの中で印刷製本費24万3,000円というのが入っているのですけれども、ここの印刷物というのは先ほど出ていたクリアファイルとはまた違ったものだと思うのですが、その辺っていかがですか。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課長。

○政策調整課長 井上 守君 こちらもポストカードの印刷製本費で、これが7,500枚ほど印刷が恐らく必要だということで、これにつきましては各イベントに来場した方に記念品として差し上げるという形で考えてございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 わかりました。

最後に、101ページ、交通安全推進に要する経費ということで、これから3カ年をかけて交通安全施設等整備委託料でカーブミラー等の更新をしていくということだったので、提案理由の中ではいろいろとさびが発生したりとか老朽化しているようなものが市内に33基あるということで、新年度は8基分ということだったので、当然その33基の中で優先順位をつけられた中での8基を選んだと思うのですが、もう少し、余りにも小さなところまでは要らないのですけれども、大体どういった地域のところ、例えば南からやっていくのか、それとも危険な箇所からやっていくのか、その選定をどうやってきたのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 カーブミラーの今期11基という設置箇所等でございますけれども、さびと老朽化がひどいところを優先的に行うということで、その中で南、北という位置づけではなく、ひどいものを順にということで満遍なく空知太から吉野、晴見、焼山等行うものでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 8基ではなくて11基ですね。済みません。ここ私間違えていました。

それで、ひどいものから順にということはそれはそれでいいのですけれども、例えば通学路ですとか、それから生活道路であってちょっとまちの中心から離れた郊外は住宅街

なっていますので、そういったところというのはやっぱり人の安全を考えると優先順位としても高いのかなと思うのですが、その辺といったところの考慮というのはあったのですか。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 全体的に職員で見て回りまして、どうしても半年間は雪の中にあるということで、恐らくそのせいで特にさびがひどいのだと思いますけれども、さびがひどいと風等でも倒れる危険があるということで、ひどいところからということで作ることにしております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 このカーブミラーだけではなくて、交通安全施設はいろんなものがあると思うのですが、当然整備されてから時間がたっているものであれば、ガードレール等にしてもかなり老朽化をしていたりするものもあると思うのですが、今回この予算で上がっているのはカーブミラーというものに限定しての提案理由の説明を受けていたのですが、ほかの部分の更新といったようなものは今回予算を編成するときに原課から財政当局とも議論するような場面の中では出てこなかったものなのかどうかということなのですが、その辺というのはいかがですか。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 今回交通安全設備ということでカーブミラーを更新するという以外のものについては、今回の話の中では協議はしていないところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 当然そういったような古い施設であっても危険になっているようなものとかであれば、それは随時更新をしていったり撤去していったりというようなこともあろうかと思うのですが、今回予算の中ではカーブミラーということで限定されたのですが、最後の質疑としてお伺いしたいのはそういった危険な交通安全施設、特に老朽化が進んでいるようなものですか、そういったようなものについては今現在市として十分把握をしておられるのかどうか。つまり今後、当初予算はこれで走るかもしれませんが、当然そういったようなものを把握していて、危険が高まれば補正にしてもいろんな形でまた予算計上がされてくるのかなと思うのですが、その辺の把握がしっかりされているのかどうかをお伺いをして、最後質疑として終えたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 設置しているものの老朽等の把握ということでございますけれども、担当職員で年に1回回るようにもしておりますので、その中で把握をしながら、もし今回当初予算にないものであっても年度途中で危険であるというようなことであれば補正等を考えて対応等をしたいと考えております。

○委員長 北谷文夫君 武田真委員。

○武田 真委員 それでは、私のほうから若干お伺いしたいと思うのですが、まず95ページ、財産管理に要する経費についてお伺いします。

旧豊沼中学校、今回の解体工事で恐らく更地になると思うのですが、更地になった跡地の面積とその後の活用について何か考えているのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 この豊沼中学校の校舎なのですけれども、新年度で全て解体ということになります。敷地面積なのですけれども、校舎とグラウンドを合わせまして4万6,538.7平米ということになります。これはとても広大なものでして、第1種住居地域ということで公共施設だとか病院、老人ホーム等、住宅、共同住宅、店舗、事務所等可能ということではありますけれども、今学校が近隣にあるということと、用途としては先ほど言ったものでありますが、現在のところはこれに使用するという事は決まってはございません。

○委員長 北谷文夫君 武田真委員。

○武田 真委員 もう財産的には普通財産ということになっていて、公共施設以外のもは自由に建てられるというような状況になっていることをご理解してよろしいでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 これにつきましては、普通財産ということで私どものほうで解体してございます。

○委員長 北谷文夫君 武田真委員。

○武田 真委員 これだけの面積ですから、単に住宅を建てればということにもならないですし、場合によっては公共的な価値というのも非常に高いということになりますから、これについてはせっかくの遊休地といいますか、空き地ですので、活用していただきたいなと思います。

続きまして、交通安全ということで、先ほどもカーブミラーの関係で質疑があったのですが、ちょっと確認したかった部分が1点だけございまして、去年の交通安全整備委託料というのはほんのわずかといいますか、数万円ということだったので、今般カーブミラーが老朽化して、更新するのは当然のことだとは思いますが、どうしてこのような形で大幅な増額といいますか、何かこの契機になったような事由というのがあったのかどうかをちょっとお伺いしたいなと思います。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 29年度までは啓発看板の設置と作成委託ということで少額の委託料が組まれておりましたけれども、さらに交通安全整備の委託が組まれて、3本立てで予算組みされておりましたけれども、少額ということもありまして、今回交通安全整備等というこの中に去年まで行っていた啓発看板等の設置、作成等も含んでの予算とな

っております。

○委員長 北谷文夫君 武田真委員。

○武田 真委員 先ほどもちょっと一部あったところだと思うのですが、交通安全政策はいろいろあるのですけれども、要は何をもってこれを優先したかという政策課題の優先順位のつけ方だと思うのですけれども、特にカーブミラーが重要なのだというような何か要望等があった上でこれを優先されたということで理解していいのかどうかを確認したいと思います。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 カーブミラーにつきましては、29年中かなり強風のときがありまして、強風によって腐食により倒れたというケースが出てございましたので、それをもちまして点検等行って、カーブミラーを優先的に行うということで実施するものでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田真委員。

○武田 真委員 交通安全についてはわかりました。

続きまして、同じページの電算管理に要する経費についてお伺いしていきたいと思えます。提案説明で電算管理業務委託料でシステムエンジニアを常駐するというようなお話だったと思えますけれども、いわゆるこれ客先常駐ということで、民間企業ではよく聞くのですけれども、このような形でエンジニアが市に配置されるのは初めてなのかなというのと、それまでのエンジニアが常駐するぐらい何か重要な課題があるのかどうかということをちょっとまず確認したいと思えます。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 こちらの電算業務委託料になりますけれども、システム部門の体制強化のためシステムエンジニアを配置するわけでございますけれども、これはまず1つに新庁舎建設に関しまして情報システム部門でサーバー室の構成の検討だとかネットワークの検討、システム機器の移転作業、これはまだ後になってくるのですけれども、さまざまなことを早急に検討していかなければならないということが1つございます。あと、このほかにもこれら問題を検討するためにはやっぱり専門的な知識を持つシステムエンジニアを配置するというで今回配置するわけでございます。常駐ということではなくて、今回は週に2日来ていただくようなことになります。

○委員長 北谷文夫君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、システム開発というよりはその周辺のどちらかというところハードウェア的な部分の整備等の関係のエンジニアということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 その関係もプロなのでいろいろ専門的な知識はあると思うので

すけれども、まだそのほかに基幹系のシステムというのがございまして、この基幹系のシステムもさまざまにプログラム更新をしております。このほかにも新年度に入ったり、異動になってきましたら、今度操作を職員に教えるための研修などもやっていただきたいなどは考えてございます。

○委員長 北谷文夫君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 いろいろありますが、出会い創出支援事業だけ聞きます。

出会い創出支援事業の関係なのですけれども、4年目になるのかな。これまでの取り組みをどう評価されて、新年度どのような形で進めていこうとしているのかお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課長。

○政策調整課長 井上 守君 出会い創出支援事業についてでございますが、少子化対策の一環としてまずはカップル成立といいますか、出会うところからということで始まりました。年間5団体といいますか、事業補助という形で始めまして、27年から始まってございます。27年、28年、29年、3年今終わりました、4年目でございますが、27年につきまして2回です。28年も2回、2団体で、29年につきましてもこの3月31日ですか、きょうちょうど北海道新聞さんから広報もいただきまして、ギョーザも愛も包んでということで、月形町さんで開催されると、初めてという記事が出ていましたけれども、それよりも囲みで大きく目立って出たなとうれしく思っていたところでございます。成果です。成果はどこでどう判断したらいいのだというのはあるのですが、27年に2回行った未来日記の第1章、最終章につきまして参加が248名ということで伺ってございます。それから、昨年、28年度、こちらの参加が94名ですか、合わせましてこの27年、28年度は300名の参加になってございます。当然市外の方もいらっしゃるということで、市内の方は151人で、市外の方は149人ということで参加されていまして、気になるパートナーの成立ぐあいにつきましては、イベントだということもあるのでしょうか、28組のカップル成立ということになってございます。その後どうなったかというようなことはちょっと伺っていないのですが、聞くところによりますと、初年度でやったところの27年度分につきましてはご成婚が1組ということがあったと聞いてございますので、先ほど申しあげました数字の300からいって1組となると、それが多いか少ないのかということではありますけれども、20歳から45歳まで、あるいはもうちょっとの人たちも含めた中で出会い創出事業がありまして、そういう機会がなかなかない、もしくはみずからなかなかできないという方たちのイベントの機会としてやって、わずか1組ではありますけれども、そういう成果が出たというのは大変喜ばしいことだと私ども企画の担当は先日までは非常にうれしく思っていたところでございます。

以上でございます。

○委員長 北谷文夫君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 主催者側の立場でもあったので、これをやることに意義はあるだろうなというのは思っているのですが、引き続きやっていただければなと思うのですけれども、出会いの創出支援というのは何もまちコンだけに限らないのかなと最近思うのです。いろんな市町村の取り組みもあるのですけれども、なかなかそういうイベント的なところに行きづらいという人も結構潜在的にいると思うのです。立場があればあるほどそういうところに、見せ物にちよつとなるのもというのがありますし、個人的に、個人の中でできることってないのかなということで、今回検討されたかどうかなのですけれども、紹介所関係です。結婚相談所とか出会い創出の紹介する紹介所、そういうところの登録料だとか、それから紹介料というのがかかってくるのですけれども、そういうところのほうをひょつとしたら促してあげたら登録するような流れでもうちよつとできて、人がわからなければ、申請とかするのは必要だと思うので、担当者にはあれかもしれないけれども、やっぱりそういうところで紹介してもらうための導入口みたいなものということができないものかな。やっぱり1人年1回ぐらいなものしか多分やってはいけないと思うのですけれども、倫理的に。だけれども、2回目、3回目は自分でお金を払って、紹介料を出して、やってくださいというような形で、最初の1回ぐらいは何かそういう紹介所の登録料や紹介料ということでの補助というものも考えていなかったのかなというのをちよつとお聞きしたいなと思います。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課長。

○政策調整課長 井上 守君 今現在出会い創出推進事業につきましては、事業補助金ということで5回分を予算計上してございます。これらにつきましては、出会い創出推進協議会という中で一定程度事業をしてございますけれども、その中でそういった事案が出てくれば今後に向けて考えていく余地はあるのかなとは思いますが、今々はそういったイベントではありますけれども、出会いの場の創出ということで事業化ということで考えてございます。

○委員長 北谷文夫君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 わかりました。

この場で言ったからどうこうということにはならないとは思いますが、そういったところの幅広いいろんなところでやっている事例なんか委員さんの中に紹介しながら次年度どういう形でやっていこうかというような委員さんとの協議の場面なんかもつくっていただきながら、とにかく少子化は国家的な問題なので、ぜひともいろんな創出支援事業を選択肢として考えていきながら取り組んでいただければと思います。

以上です。

○委員長 北谷文夫君 辻勲委員。

○辻 勲委員 1点なのですが、107ページの協働のまちづくりに要する経費ということで、ちよつと講師の謝礼の30万ですか、この内容についてお伺いします。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 ことしも昨年に引き続き地域力UP講座を開催しまして、その講師謝礼分の経費でございます。

○委員長 北谷文夫君 辻勲委員。

○辻 勲委員 総括でも多比良委員、それから武田委員のほうからもお話ありましたけれども、協働のまちづくりについて特にこの講座のことが出ておりましたけれども、私も毎年のように参加させていただいて、全部は出られませんけれども、いろいろ参加している方の意見を聞いたりとか思うところがあるのですけれども、総括でも出ていましたけれども、参加する団体の人は団体同士の交流とか自分たちのやっていることを知ってもらいたいとか、そういうことがやっぱり多いのです。その内容も例えば、だんだんよくはなってきたと思うのですけれども、考えられて、団体の人の活動発表とか、そういうのもされておりますし、ただ講師の人もいいのですけれども、講師の人が中心になってワークショップをしたりされるので、それはそれでいいと思うのですけれども、講師のこと、講座、講師の人の講演とかよりも、いいのですけれども、悪いというのではないのですけれども、もう少しその辺のところというか、市民の人がもっと共同でまちの人にもわかってもらうような内容という、例えばそういう団体の発表会みたいなのも市民を交えてやるとか、そういうのをどこかで入れるとか、何かそういうことも考えられないのかなと思って、ちょっと質疑しているのですけれども、この点について。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 昨年度の地域力UP講座、第5回を開催しまして、委員さんも出席していたと思うのですけれども、最終回の第5回目にはいろいろな情報アラカルト、さまざまな活動ということで市民活動団体2団体の代表の方々を招きまして、その辺の、どうしてこういった団体をつくったのですとか、継続するためには何が必要ですかというようなことをそれ以外の方を含めて、一般の人も当然含んでいたのですけれども、ワークショップという形で行いました。この後当然アンケートをとったのですけれども、今回の議会でかなり言われている人材育成ですか協働のまちづくりというのは、いろいろな施策を毎年やっているのですが、私どもがやっているのは、興味がある方は大体講座には来てくれるのですが、そこから自分でこの市民講座をやろうという決意とか行動変容につながるものがなかなか難しく、ただ昨年の第5回目のいろいろな団体の紹介の後のアンケート等を見ますと、この市民活動団体に入ったきっかけですか、その辺を継続してやることによってもしかしたら行動変容で市民活動の担い手になるという方はあらわれるのではないかなと考えております。アンケート結果を踏まえまして、ことしは、ワークショップを設けているのですが、そのワークショップがかなり時間的に短いという意見もございました。その辺も含めまして若干講義の内容をふやして、またそういった市民活動団体の方を呼んでというような講座も実は今検討中でございますので、30年度、地域力U

P講座はまた継続いたしますので、その辺のことは十分考えていますので、そういうことでございます。

○委員長 北谷文夫君 辻勲委員。

○辻 勲委員 もう一言なのですけれども、市長が市民の声を聞いて、18団体をホームページに載せて、何とかやっぱり市民の人が自分たちのやっていることをわかってもらいたいと、拡大したいという中から出てきている部分もあるのです。それが協働のまちづくりの一步だと思うのですけれども、そういう意味からもやはりもっと団体の人たちが交流できるような部分を講師の人の謝礼を削ってでもやる意義はあるのではないかと私は思うのですけれども、その辺のことについていま一度お願いします。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 委員さんおっしゃるとおりでございます。昨年のアンケートも踏まえまして、できればいろんな市民活動団体、登録者制度も設けていますので、こちらの団体からか、また別の団体にお声をかけまして、可能であればそういった講座を開催したいということで検討したいと思っております。

○委員長 北谷文夫君 中道博武委員。

○中道博武委員 1点だけお聞きします。

101ページの交通安全推進に要する経費で1点だけ確認ですけれども、この中で自転車を運転する方の安全講習というか、そういう予算が入っておられるかどうかお願いしたいです。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 自転車に乗られる方の講習の経費については、直接その会だけをもって開くというような経費ではないのですけれども、交通安全委員会交付金等をお支払いしている中で各学校ですとかの自転車講習等の経費等はこれに含まれてはおりません。

○委員長 北谷文夫君 中道博武委員。

○中道博武委員 詳しく自転車にかかわる安全講習にかかわるそういう事業について、もうちょっと具体的にご説明いただければなと思うのですが。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 具体的にということでございますけれども、まず自転車にかかわって今回講習とはちょっと別に3月中に交通安全新聞を配布します。その中に自転車に関する啓発をA4のもので別に折り込んで、自転車等の啓発等のものを今回折り込んでおります。実際講習の詳しい中身ということですが、小学生等に自転車の乗り方等をうちの交通安全推進委員、あるいは警察の方と一緒に安全教室を開くわけですが、その際に実際に自転車の乗り方等を子供たちに教えるというような形の講習でございます。

○委員長 北谷文夫君 中道博武委員。

○中道博武委員 お子様に対する講習も大事なことなのですけれども、一般、大人が自転車に乗っていても大変無謀な運転をしている方もいらっしゃいます。私もひやりとしたこともありますし、またこの間武田圭介委員も委員会で言っていましたけれども、圧雪状態の中で自転車に乗り、車道を走っているという人も見かけたというし、昨年市の職員の方が事故を起こされた経過もあります。自転車に乗っておられる方のモラルがないというか、欠落をしているのが非常に見かけられる。そういう中でももう少し徹底した指導が必要ではないのかなと最近感じております。車を運転するときに、乗っている方も注意しなければならないのですけれども、自転車に乗っている方も自分の身の安全を確保するということが知識的に持っていたかなければならないと感じております。車を運転するには講習を受けて免許を受けるわけですけれども、自転車に乗る方においてもそういう講習を受けた修了証ぐらい持って運転するぐらいの立場にならないとこれまずい、減っていかないのではないかなと思っています。その辺についてどうお考えでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 自転車に乗っている方への注意喚起というような話になるかと思えますけれども、先ほどお話ししました今回配布する中にも自転車は、余り意識はないでしょうけれども、軽車両、車両だということで罰則も強化されているという話の中も含めておりますし、安全運転についても、あるいは事故を起こした場合に高額な損害賠償等も払いなさいというような判決も出ているというような内容で、要は安全運転に努めるような形の啓発等を今回初めて折り込んでやっておりますので、あとはまた警察等とも協議しながら順次進めていきたいとは考えております。

○委員長 北谷文夫君 中道博武委員。

○中道博武委員 わかりました。

終わります。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 それでは、私は93ページ、市制施行60周年記念事業に要する経費ということで、先ほど武田圭介委員のほうからも質疑があったところでありますが、もう少し詳しく聞かせていただけないかなと思います。先ほどの話を聞いておりましたが、さらには市政執行方針の中では7月1日に式典、そして実行委員会を組織しながら各種記念事業もしてまいると執行方針の中には載っていたかと思うのですけれども、この要する経費の中は基本的にいうと7月1日に式典をして、そしてなおかつその後講演会という部分も含めながらの予算のように見えるのですが、というのは関連してお聞きすると、ちょっと予算項目が違うのですけれども、教育委員会の行政執行方針の中にも子供向けに北海道日本ハムファイターズの野球教室も60周年記念事業とうたわれておりますので、これも含めてこの経費の中には7月1日に関連するもののみなのかどうか先に確認させていただき

ればと思います。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 ここにあるのは、7月1日の式典に関することになります。このほかにも市制施行60周年ということで例えば緑と花の祭典だとか郷土資料室での巡回展等行います。先ほど言いました、委員さんがおっしゃられました日ハムの教室につきましてもこれはそれぞれ所管のところに予算がついているような形になってございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 私ちょっとこの後お聞きしようかなと思った点については1点出たので、緑と花の祭典は実行委員会組織の中で交付金ということであるかなと思うのですけれども、もちろんこれもやっぱり60周年記念という冠がついていていいのかなと思っておりましてけれども、その関連でちょっとお聞きしたいのですが、これスポーツ振興にかかってしまうので、予算項目なので、余りできない部分はいいのですけれども、例えば市民体育祭だやっておりますし、それと7月、8月には商工会議所も中心になりながらの納涼花火大会があったりとか、またこれも実行委員会組織になっておりますけれども、ラブ・リバー砂川夏まつりといった部分もありますから、まさに60年に1回しかないといったときにこの辺の関連ってどのようにまず考えているのか、それを聞かせていただけないかなと思うのですけれども。

○委員長 北谷文夫君 関連質問ですか。

○沢田広志委員 考え方だけ聞かせていただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 1回だけ答弁してください。

○総務課長 東 正人君 今回いろんな事業を砂川でもやってございますけれども、市制施行60周年ということで冠をつけて事業を実施するのですが、これに当たって昨年予算づけするときに各担当のほうに聞きまして、どの事業をするかというのを選定してございます。それに伴って今回60周年、あくまでも冠の事業ということで新たに何か増額したというところはございません。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 考え方も含めてわかりました。今後いろんな関係の部署も含めて関連があるかなと思いますので、その辺はしっかりとやっていただきたいなど。

それで、60年に1回ということは大変大切なことだと思うのですけれども、この式典も記念事業も含めて映像としてしっかりと残していくという考え方というのはこの予算だけだとちょっと見えづらいのですが、この辺の考え方ってどうなのかな。というのは、91ページの映像記録作成に要する経費5,000円、これ消耗品費ということでついていますけれども、こういった部分の関連はあるのかなと思うのですが、この辺の考え方について聞かせていただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 基本的に映像記録につきましては、5,000円の根拠なのですけれども、基本的にビデオカメラで過去のには例えば市葬ですとか市政功労表彰式ですとか、そういったものを撮ったものをDVDみたいな記録媒体に残す経費です。今回の市制60周年記念、こちらのほうも当然市長公室課の職員のほうでビデオを撮って、映像記録をするように考えております。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 わかりました。恐らく職員がみずからの手で撮影をして、そしてそれを残すといった部分かなと思います。大変大切なことで、次の世代へのバトンタッチのための部分でもありますので、しっかりとした映像を撮りながら残していただきたいなと思います。この60周年については終わります。

最後に、1点、95ページ、財産管理に要する経費の中で1点、アスベスト調査委託料ということで10万円が計上されておりますけれども、このアスベスト調査、もう少し詳しく聞かせていただけないかなと思うのですが。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課副審議監。

○建築住宅課副審議監 渋谷正人君 アスベスト調査の委託料ということでございますけれども、場所は市役所でございます。今3カ所を調査しておりまして、1階の北、南庁舎、それとあと議場ということで3カ所の調査をしております。それで、調査の内容なのですが、空気中にアスベストの繊維といいますか、そういうものが含まれているかどうかというところの調査でございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 市役所の北と南と議場の調査といったことで、要するに空気中にアスベストが含まれているかどうかということ調べるといことなのですが、ということは私もよく知らない部分もあるのですけれども、そもそも庁舎、今言われた北、南と議場はアスベストはあると。あるというのは、アスベストを使った材料があると受けとめておいていいということでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課副審議監。

○建築住宅課副審議監 渋谷正人君 委員さんおっしゃるとおりで、今使われている素材に微量のアスベストが含有されたものを使われているということでございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 かなり古い建物であるということで、当時そういったものが使われていたのかなと思います。この辺は調査委託という部分での経費なので、これ以上ちょっと難しい部分があるかなと思うので、質疑はできないというか、余り考えておりませんが、より一層きちんとした調査もしてもらいながらやっていただきたいなと思います。

それで、ちょっとこれに関連して、ということは今回アスベスト調査の委託料は計上していますけれども、今後砂川市内も含めてアスベストに関連するところの調査というのは

これからもやっぱり毎年続くことになるのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 建築住宅課副審議監。

○建築住宅課副審議監 渋谷正人君 ちょっと説明が足りなかった分があると思うのですが、調査につきましては毎年、年1回調査をしております。あと、今までも例えば海洋センターですとか総合体育館等、アスベストの除去をしているのですけれども、そちらについても同様に過去調査をしておりました。あと、市有建築物でアスベストを一応含有しているものというものにつきましては、今市役所の説明いたしました3カ所の建材に一部含まれているということでございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 わかりました。所管が社会経済委員会だと思うので、この辺の調査をした後の報告というのは恐らく委員会でもされるのかなと思います。

以上、中身的にはどういう形なのかということを理解させていただきましたので、これで終わりたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、第2項徴税費はあす行いたいと思います。

◎散会宣告

○委員長 北谷文夫君 本日はこれで散会といたします。

散会 午後 3時21分